

防犯パトロール活動の保険の 加入費用を助成します

地域防犯パトロール活動を実施している皆さんへ

パトロール活動の注意点

- ① 必ず複数人でパトロールしてください。
- ② 不審な状況や事故を目撃した場合は、110番通報をして、その場の状況を警察に知らせてください。
- ③ 自己の身体に危害がおよばないように、ご注意ください。
パトロール活動を始めるにあたって、事前に警察署と相談の上、活動してください。

安全で安心して暮らせるまちづくりのために、地域の皆さんが行う防犯パトロールを支援します。

1. 対象となる団体

- ① 地域住民等（在住・在勤・在学）5名以上で組織され、安全安心まちづくりの実現に向けた自主的な防犯活動を実施または計画している団体。
- ② 営利を目的としていないこと。

2. 対象となる活動

- ① 地域住民が安心して生活できるように、犯罪や事故などを防止するための活動
- ② 地域住民の生活安全に関する意識の啓発になる活動
- ③ その他、安全で安心なまちづくりのための活動

3. 対象となる助成

防犯パトロール中の事故等を補償する保険の加入費用を助成します。

4. 助成額

上記3の加入費用について、1団体あたり3万円を上限として助成します。

5. 申請書等の配付日

令和6年5月15日（水）

危機管理部 地域生活安全課（世田谷区役所東棟3階）

※申請書は、ホームページにも掲載されています。（右記QRコード）

裏面あり



6. 申請書等の提出期間および提出場所

令和6年5月15日（水）から6月7日（金）まで

危機管理部 地域生活安全課窓口（世田谷区役所東棟3階）

7. 提出書類

- ・ 世田谷区地域安全安心まちづくり区民活動支援助成金申請書（第1号様式）
- ・ 保険加入に係る領収書等の写し
- ・ 保険の加入内容（保険の種類、期間、契約者数や契約者名等）が分かる書類の写し

8. 助成金交付までのスケジュール（予定）

- ・ 5月15日～6月7日
助成金の申請書を区へ提出
- ・ 7月上旬
区より助成金交付の可否決定通知や請求書等を各団体へ送付。
- ・ 7月中旬
助成金の請求書を区へ提出
- ・ 8月上旬以降
助成金の指定の口座へ振込み

◆ 問い合わせ先

世田谷区 危機管理部 地域生活安全課

担当 児嶋

電話（5432）2267 【直通】

FAX（5432）3066